

会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第4回）
開催日時	令和4年1月14日（金） 午前10時00分から11時20分まで
開催場所	田無庁舎 5階502会議室
出席者	(委員) 栗島博、平勇介、高木保男、高橋雅人、竹之内一幸、中川明子、平山喜弘、山内章、横山順一郎（敬称略） (事務局) 齋藤職員課長、阿久津職員課長補佐、住田職員課人材育成推進係長、菅原職員課給与厚生係長、齋藤職員課給与厚生係主任
議題	特別職の職員の報酬等について
会議資料の名称	令和3年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長 定刻になりましたので、第4回西東京市特別職報酬等審議会を始めます。本日は欠席者が1名おります。委員の過半数が出席しておりますので、本日の審議会は成立します。 まずは、傍聴人の報告について、事務局からお願いいたします。</p> <p>○事務局 本日の傍聴希望者はありません。</p> <p>○会長 わかりました。続いて、本日の会議について事務局からご説明をお願いいたします。</p> <p>○事務局 まず、皆様に事前に郵送させていただきました第3回審議会の会議録につきまして、内容で何かご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>○委員 6頁の私の発言で、「来年度は全て5%くらい減らした予算にしろ言われている」とありますが、「予算にしろと言われている」と修正してください。</p> <p>○事務局 わかりました。他にございませんか。</p>	

(※各委員より意見なし)

○事務局

ご指摘いただいた点については、修正させていただき、ホームページに後日掲載させていただきます。

○会長

前回の審議会におきまして、期末手当を4.45月にする案に決まりました。本日の審議に入る前に、最終的な確認として、前回ご欠席された委員の方々にご意見を頂戴したいと思います。まず、委員からお願いいたします。

○委員

会議録を読ませていただきました。会長の意見を尊重するということでしたので、それに対して意見はございません。コロナの影響が大きいため、東京都の人事委員勧告は期末手当をマイナス0.10月と提示したと思いますので、西東京市としてもそのような考えを示していくことが良いと思います

あと、答申にコロナについての文言がありませんでしたので、付け加えたほうが良いのかなど、ご提案をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○会長

ありがとうございます。また後程、答申案についてはご意見を頂戴したいと思っております。

次に、委員からお願いいたします。

○委員

前回の審議会の会議録を読ませていただきました。東京都の人事委員勧告は、月額報酬を変えずに賞与で調整するという内容でしたが、おそらく今の経済情勢は短期的なものであるという発想のため、このような勧告が出されたのだと思います。個人的に考えているのは、大企業と中小企業で置かれている状況は違いますが、中小企業にとってはコロナだけではなくて、日本の経済情勢からするとこの状況は少し長引くのではないかと考えられます。ですから、長期的な形で分かるような方法が良いと思いました。

一般の市民感情からすると、給料額がいくらになったのか分かりにくい。賞与が4.20月から4.45月に上がったということは、この景気なのに賞与が上がったのかと、市民から誤解を招いてしまうと思います。この景気で賞与を上げたのかと、逆の捉え方をしてしまいます。見せ方も大切だと思いますので、賞与を4.15月にして調整する方法が分かりやすいと思いました。

○会長

ありがとうございます。今いただいたご意見は、我々も感じているところであります。それらの観点を考慮したうえで、決を採って結論を出したということは、ご理解いただきたいと思います。

事務局にお伺いしたいのですが、例えば、仮に期末手当が4.15月と下がった場合、4.20月より4.15月の方が小さいわけですから、市民が受け取る感覚としては、大きな効果・影響があるのでしょうか。

○事務局

市としては、部長級の給料を基準に特別職の給料・報酬を考えているということ、今回ご議論をいただいた体系と水準を維持して決めているということ、これらの点について誤解がないように説明して参りたいと考えております。

○会長

ホームページには、これらの三通りの案が掲載されますか。

○事務局

はい。掲載されます。

○会長

それを見て市民の方々がどのような印象を持つかを考えると、委員のご意見もよくわかります。しかしながら、前回の審議会では、どの案を選択するかということで拮抗しました。具体的に言うと、私を含めて7人の委員がおり、最初に私が決に参加しないという方法で行い、3対3になりました。そして、私が最終的に1票を投じて決着をつけた、このような現状・事実であります。今いただいたご意見のようなことも当然配慮しました。原則は原則として守るということ、その原則を守れないような緊急事態があるという場合には、それを反映させる必要があると私は考えています。しかし、今回については、それを変更するという必要性を私としては認識をしなかった。このため、案②の4.45月に賛成しました。

このような説明をいくらしても、話を進めることは難しいと思います。審議会で決まったことについて、どこまでひっくり返すかという問題もありますが、手続きについては条例に定めがありません。私の提案になりますが、今ご意見を伺って1票ずつ票が入り、5対4となりました。これで決着を付けさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○委員

見せ方についてですが、前回にいただいた資料4の「給料・報酬月額を変更せず、期末手当を4.15月にした場合の影響額」のように、期末手当だけではなくて給料・報酬についても明記した方が分かり易いと思いました。資料2の「期末手当を4.45月にした場合の影響額」のような書き方だと、単純に期末手当だけが増えていると読み取れますので、「給料・報酬月額を減額して期末手当を4.45月にした場合」というように書いた方が、給料・報酬が減ったことが分かると思うのですが、いかがでしょうか。

○会長

それは次の話になるかと思いますが。どの方法を選択するかを決めていただいて、決めた方法について、説明が不十分であったり、誤解を招くようなものがあつたりするのならば、それを書かなければならないと思います。次の手続きの話になるかと思いますが。この点について、事務局では対応は可能でしょうか。

○事務局

資料を訂正することは、可能でございます。

○会長

わかりました。資料の文言等を明確にさせるということで、今ご意見が出ました。その前に、期末手当を4.45月にした場合という案を用いて、答申を行うということで、まずはご確認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員

その4.45月という数字がよくわかりません。東京都の人事委員会勧告は、給料・報酬月額は変更せずに賞与だけで調整するという内容です。4.45月という方法は、東京都の人事委員会勧告と逆行してしまうと思うのですが、それは問題がないのでしょうか。

○事務局

4. 45月は東京都の人事委員会勧告の数字でございます。現行の市長以下の特別職の期末手当は4. 20月ですので、確かに上がったように見えます。ですが、期末手当だけで比較するというよりは、年収ベースの中で期末手当の月数をどうするか、給料とのバランスを取りながら調整することになります。見え方の一つとして、4. 15月という資料をご用意しています。給料を変えないで期末手当だけで調整する場合は、4. 15月に減額される、それをお示ししているものでございます。4. 45月という方法は、期末手当は上がりますが、給料は当然減額され、年収ベースで下がっております。

○委員

東京都の人事委員会勧告は、月額給料は変えずに賞与を下げていますので、短期的な経済情勢を反映しているのだと思います。ところが、西東京市では月額給料を変えて賞与を上げようとしています。東京都の人事委員会勧告に従う必要はないと思いますが、西東京市は東京都と反対のことをやるのならば、確固たる意思表示をしないとイケないと思います。総額がどうだ、ということを行っているわけではありません。それだけの意思を持って、市民に通知しないとイケないと思います。

○事務局

特別職の報酬は、この審議会で決めるところでございます。基準となる部長級の給料については、人事委員会勧告に基づいて、議決を経て決めておりますので、問題ないと考えております。それを基に、体系・水準という考え方を取り入れて、特別職の報酬を審議してきましたので、問題はないと考えております。

○委員

この後、答申が出て、市長が条例案を作るわけですが、条例案は議会で審議されますので、そこで断固たる意思は議員を通じて示されると思います。答申が出て、市長が条例案を出して議会で可決されれば、十分な断固たる意志を示したうえで、特別職の報酬が決まります。この点については、それほど気にする必要はないと理解しています。

○委員

それについては十分承知していますが、それでは審議会の意義がないと思います。審議をする必要がありません。

○委員

いえ、違います。この審議会のような答申を出す場がないと、お手盛りになってしまう危険性があります。この審議会には、その危険性を避けるという意味もあります。また、会長が何度もお話していますが、根本的な方法を変えて決めるのであれば、それ相応のスケジュールと体制等を整える必要があります。今回はその準備が出来ていませんので、準備が出来ていない中でベストを尽くすことが、現実的なあり方だと私は思っています。

○委員

審議会と議会は別々で大切であるとするならば、議会で審議するからいいでしょう、ということではなく、審議会は審議会ですっきりした意見を提言することが必要だと思います。

○会長

その提言というのは、三つの案の中から一つを選んだ根拠を示す、ということでしょうか。我々は、色々なご意見を踏まえたうえで、責任を持って結論を出したことになるわけです。答申を出したのは審議会だから審議会として責任を負いなさい、と言われるかもしれません。ですが、我々は市議会議員でもありませんし市長でもありません。

せん。従って、そこまでの責任を負えないし、負う必要もないと私は考えています。我々としては、この案が最善であると決定して示しました、ということになります。委員がおっしゃっているように責任を放棄しているわけではありません。色々なお考えがあるということは、尊重させていただきたいと思います。

委員は、この三つの案がどのようにして出てきたか、経緯はご理解いただいておりますか。

○委員

会議録を読んでいますので、ある程度理解しています。

○会長

どのような考え方でこれらの案を出したか、事務局からもう一度ご説明いただけますか。

○委員

それについては、事務局から審議会の前に経緯を説明いただいています。

○会長

わかりました。ご理解いただいたうえでのご意見ということですね。

○委員

そうです。

○会長

そうしますと、4.45月にする案で結論を出させていただきたいと思います。4.45月にすることで市民に誤解を招く可能性があるとするれば、答申の中で説明する、このようにさせていただきたいと思います。

○委員

前回の審議会に出席された方々で決めて、今、前回欠席された方のご意見をお伺いしたわけですが、5対4で拮抗しています。審議会に出席された方々だけで決めることが問題ないのであれば良いと思いますが、今回欠席された方のご意見はどのように扱われるのでしょうか。

○事務局

審議会を開催するにあたり、昨日、今回欠席された委員にご連絡をさせていただきました。ご意見は特段ございませんでした。

○委員

出席している委員に一任されるということですね。

○会長

議決の手続きについては、何も定めがないということで、前回、可否同数になった場合に私が発言すると申し上げて、最終的に私が決を採りました。最初から私も参加すると可否同数になる可能性もありますので。

○委員

以前、「資料7 人事院（人事委員会）勧告の推移」という国と都との勧告を比較した資料をいただきました。平成29年は4.40月から4.50月、平成30年は4.50月から4.60月、令和元年は4.60月から4.65月と上がり、令和3年は4.55月から4.45月に引き下がりました。人事委員会勧告は1年ごとに出され、この審議会については5年ごとに開催されます。物価は上がっていますが、コロナのために下がった、というようなことを5年間の推移をみて、都が4.45月になったために西東京市も4.45月になった、ということでしょうか。

○委員

東京都の人事委員会勧告は4.45月になりました。期末手当を4.45月に合わせていますが、0.10月下がったようにするために、その分を給料で下げています。今まで西東京市が用いてきた方法ですから、この方法を継続してやれば、市民にも分かりやすいということで決をとりました。実質は0.10月分下がっているため、人事委員会勧告の趣旨は反映していることとなります。

○委員

人事委員会勧告の5年間の推移の資料も添付されるのでしょうか。

○委員

事務局のご説明によると、資料は全てホームページに掲載されるとのこと。きちんと資料を見れば内容は分かるようになっています。

○委員

その資料を見ていただけるかどうか少し疑問です。説明の仕方として、この5年間で経済状況が変わり、東京都も4.55月から4.45月になりました、世間の物価に合わせて4.45月に西東京市も合わせました、と言うと説得力はありませんか。

○会長

見え方の問題に注目すると、三つの案が出てきたのは、事務局も見え方を意識しているためだと思います。見え方に合わせた方法を選択するのか、見え方の問題は色々あるかもしれないが、原理原則を貫いてやる方法を選択するのか、前回決を採った時には、見え方の問題はあり得るけれども原理原則を基本的に踏襲する、という結論を出しました。

○委員

先程、私は見え方という表現を使いましたが、私が言いたい見え方というのは、単なる見え方ではなくて、この景気はコロナによる短期的な問題なのか、日本の置かれている状況等による長期的な問題なのか、ということであって、見え方という表現をしました。実質が短期的なのか長期的なのか、置かれている状況に合わせて方法を選択しましょう、というのが意見の趣旨です。別に見え方はどうでも良いのです。

○会長

私の意見になりますが、短期的に判断をするのではなく、一度ルールを作ったら、基本的にはそれに当てはめていく、という考え方を強く意識しています。表現が良くありませんでしたが、その時の状況に合わせて柔軟に判断して調整する方法と、一度決めたルールは簡単には変えずに、その中で出来る事を選択していく方法がありますが、前回の審議会で決を採ったら拮抗したわけです。どちらの選択が良いのか、各委員のご意見はあると思います。

おそらく、これ以上議論しても同じことになると思いますし、話を進めていかなくてもなりません。前回、期末手当を4.45月にする案を採用することで決まりました。この方法については、色々問題があることは重々認識しておりますが、これで了解をいただきたいと思います。よろしいでしょうか、という聞き方が適切かどうかはわかりませんが、了解していただける範囲内にございますか、という意味でお伺いいたします。よろしいでしょうか。

(※各委員より異議なし)

○委員

すみません。一つの手法として提案になりますが、分かりにくい部分についてはQ

&Aのような形式で、このような理由で期末手当は上がっていますが、実は全体としては上がっていません、というように記載しておく、市民からの質問にも答えやすいと思います。読めば分かるというよりは、誤解されやすい部分は、そのような資料を書いても分かり易いかなと思いました。

○会長

答申の中を書くのか、別の形式で記載するのか、色々な方法はあると思いますが、必要であれば対応したいと思います。

期末手当を4.45月にする案を採用することにいたします。それでは、これから本日の議題に入りたいと思います。本日が審議会の最後になります。今までの議論を答申に反映させることとなります。

事前に配布した答申案について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、今回配布した答申案について、ご説明いたします。

第1 はじめに

諮問事項、会議の開催回数をお示した概要でございます。

第2 答申

答申の一つ目については、特別職の給料・報酬月額について記載しております。二つ目については、期末手当の年間支給割合についてでございます。

第3 審議の経過

審議の経過は、一から三までございます。一つ目は平成21年の答申で導いた体系と水準の考え方を記載しております。この考え方については以下のご覧の通りとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

審議の経過の二つ目ですが、こちらは10月22日の第2回審議会で議論した部分でございます。東京都の人事委員会勧告の報酬額に反映させるかどうか、市民感情をどのようには反映させるか、といったことが議論された、という内容となっております。

三つ目については、前回の12月24日の審議会の議論の内容をまとめたものでございます。

第4 付帯意見

これまでの審議会において、委員の皆様のご意見を付帯意見にまとめたものでございます。

最後に答申に付属する資料についてでございます。資料は三点ございます。

資料1 西東京市特別職及び一般職の年収比較（期末手当支給割合4.45月の場合）

改定後の特別職の年収と部長級職員の年収の比較をお示ししている資料でございます。

資料2 現行と改定後の比較

前回の審議会で議論した内容でございます。結論としては、給料・報酬月額が下がり、期末手当は上がり、年収は下がるというものでございます。

資料3 年額及び月額

部長級の年収を基に設定倍率を掛けて、特別職の年額及び月額を算出した根拠資料となっております。

今回の答申の書式や付属する資料につきましては、平成27年度の答申にならい作成しております。簡単ですが、説明は以上になります。

○会長

ありがとうございます。答申案に対して、ご意見や言葉の言い回し等で気になる点があれば、ご発言をお願いいたします。

少し気になったのですが、先程、委員からコロナについてのお話がありましたが、どのような形式で答申に付け加えようと考えていましたか。

○委員

委員が短期的、長期的という言葉が使われていましたが、そのようなことも踏まえて、お考えいただいた方が良くないかと思いました。附帯意見として、一部取り入れていただけたらと思います。

○会長

例えば、2頁の「審議の経過」に新型コロナウイルスという言葉が出ていますが、もう少し一般的にと言いますか、新型コロナウイルスではない新たな感染症の発生や大災害等の不測の事態が生じた場合に、という意味でコロナという言葉に附帯意見に付け加える、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員

そうですね。何も無い状態であれば、このような文言でも良いとは思いますが、そのあたりも付け加えていただくのはどうかと思いました。

○会長

それは附帯意見のところよろしいでしょうか。

○委員

そうですね。附帯意見です。

○会長

私の感覚で申し上げますと、そのような緊急事態・不測の事態が起きた時には、その問題を勘案して判断するわけですが、おそらく今のご意見に直接影響力を持つのは、三つ目の附帯意見ではないかと思います。「概ね5年に1度開催」となっていますが、これでは不測の事態が起きた時にはすぐに対応できません。附帯意見の一番下のところに、不測の事態が起きた場合は、5年に1度というスケジュールを度外視してでも開催する、このように記載する、ということでしょうか。

○委員

そこまではないと思います。附帯意見の内容が、どのような形式で審議されるかは分かりかねますが、審議会は継続されませんよね。事務局の考え方によるかもしれませんが、附帯意見はこの先どこで審議されるのか、お伺いしたいと思います。この審議会は4回で終わってしまいます。検討するは事務局だと思いますが、審議会が5年後に開かれた時に、附帯意見が反映されているのか、少し疑問に思います。附帯意見について今後検討していく、ということはされるのでしょうか。

○会長

「検討するべき」ではなく「検討する」がよろしいでしょうか。微妙な表現ですが、「するべき」と「する」は違うニュアンスになります。

○委員

附帯意見についてですが、5年に1度という間隔が正しいのか正しくないのか、もしくは毎年開催するべきなのか、2年に1回で良いのか、検討する必要があると思います。5年に1度の審議会で給料体系が決まってしまうと、5年先でないと改定できないということになります。市民感情を考えると、この審議会で考えるのか、役所が考えてくれるのか、明確にして附帯意見に付けた方が良くないかと思います。このままでは、5年後にまたこのような問題が起きてしまいます。市長の給料が来年度から下が

ってもいいのか、議員の給料がそれでいいのか、妥当性について話し合う場を持つべきだと思います。このようなことを議論することが、本当の審議会なのではないかと思います。そのようなことを附帯意見に付けた方が良いと思うのですが、いかがでしょうか。

○会長

附帯意見はあくまでも提案になります。実現するかどうかは分かりませんが、毎年審議するべきであると書くことは問題ないと思います。

○委員

考え直す場であって欲しいと思っています。5年に1度の開催だから、このような問題が起きていると思いますし、1年に2回・3回でも良いから開催して、妥当性について議論することも必要ではないかと思っています。

○会長

毎年やると決めてしまえば、毎年開催することができます、毎年開催しますが、社会に大きな変化がなければ、前年と同じでいいですか、という答申を出して審議会が終わることもあります。毎年やる必要が本当にあるのか、という意見もありますし、原理原則で毎年開催して、1・2回開催して終わるという制度設計もありえると思います。

○委員

この審議会は、規約か何かで5年に1回と決まっているのでしょうか。

○事務局

条例上は、回数等に定めはございません。過去、審議する中で、社会情勢を踏まえて5年程度に1度開催する、と附言でいただいたところがございます。

○会長

毎年開催する、と附帯意見を付けたとしても、毎年開催してくれるかどうかは分かりませんね。

○委員

これは事務局の判断になりますか。

○事務局

特別職の報酬の改定にあたっては審議会に意見を聞くことと地方自治法に規定がございます。その意見を踏まえ、市が判断することになります。

○委員

誰かがやりましょう、と言わないと動けないですよ。判断する方はどなたですか。

○事務局

審議会を開催するにあたり、市長が諮問しておりますので、最終的には市長の判断になります。

○委員

市長ですよ。現実的に可能でしょうか。

○事務局

体系・水準論を議論してきた時に、公選で選ばれる方達の報酬が、毎年変わって良いのかという議論もあった中で、現在に至っていると認識しております。今ここで、事務局から可能かどうかを申し上げることはできません。

○会長

答申を読むのは市長ですから、この答申を読んで市長がどう思うかですね。

○委員

報酬は条例で決まるはずです。議員の方が毎年条例を提出すれば、変えることができるという制度が担保されていると理解しています。万が一、短期的に下げないと市が破綻してしまう場合には、条例で対応することができると思います。私の意見としては、毎年開催することは、やりすぎかなという気持ちでいます。

○委員

5年では長いという議論が出てきた中で、何年が妥当なのかについて、話し合う場を設けた方が良くということで、委員がご発言されたわけです。このままだと、何も変わらないまま5年間で過ぎてしまいます。市長がやろうと言っただけのことは、どれくらい現実的なことなのか、お伺いさせていただきたかったのです。

○委員

ですが、それは事務局の方には答えようがないと思います。市長がどのように判断するかですから。

○委員

要するに、市長が諮問しなければこの審議会も開催されない。ですから、市長に強く言うしかない。附帯意見に2年に1回や毎年やると明記した方が良いのではと思います。

○委員

ここをもう少し濃い内容にした方がよいということですよ。

○委員

5年が妥当かどうかではなく、2年に1回が妥当ではないか、と強い口調で記載した方がよいと思います。

○委員

私もそう思います。

○委員

私も同じ意見です。5年は長すぎると思います。過去の資料を見ますと、5年経過すると何が問題点だったのか、分からなくなっていることが伺えます。毎回、事務局が市民感情をどのように表現するか、四苦八苦しているように感じます。5年経過してしまうと、前回の問題点が分からなくなり、また問題点を洗い出さなくてはなりません。ぜひ附帯意見に付けていただきたいと思います。

○委員

5年に1度についてのご意見がありましたが、附帯意見の最後のところで「本審議会の開催を5年に1度にする」となっています。「5年に1度にするかどうか」と文章を変えてはいかがでしょうか。

○会長

文章に関するご提案がございました。4年は議員の任期ということで数字がありますが、5年という数字はどこから出てきたか、私も分かりません。4年未満はあまりにも早すぎるのではないかと、という意見があったのではないかとおもわれます。もっと短くするべきか、長くするべきか、この審議会でも正確な数字を示すことは難しい。5年に1度は長すぎる、もう少し間隔を短くするべきである、という意見があったと書くことはできると思います。

○委員

そもそもこの審議会の期間が短すぎるのではないのでしょうか。今の意見だと、回数を増やすだけで、期間は変わりません。期間が変わらなければ、また何も分析するこ

とができず、同じように3つの案から選びましょう、となってしまう意味がないと思います。

○会長

この審議会は、どの時期に開催されるのでしょうか。

○事務局

時期に決まりはございません。前回の審議会の答申は、8月頃でした。

○委員

私の記憶が確かであれば、前回は2回で終わったと記憶しています。

○会長

特に揉めない場合は、早く終わりますね。

○事務局

平成22年度は確かに2回で終わっております。前回の平成27年については、最後の第4回は7月27日に開催されております。

○委員

確かに短い期間があったと記憶していました。

○委員

議論することがなかったということですね。

○会長

金額がある程度決まっていて、その金額を大きく上回る、下回る場合には揉めるとは思います。ですが、その程度の範囲内であれば、特に何度も審議する必要はない、前回はこのように判断したのかもしれませんが。

今回のような不測の事態、経済状況の変化が大きく生じた時には、審議期間を長くすることも一つの方法になります。回数を多くするのではなく、長い期間で審議を行い、要求した資料は事務局に全て作っていただき、4回ならば4回で結論を出す、そういった方法です。

それでは、附帯意見の最後に、5年では長すぎるので再考してください、と書きましょう。表現の仕方については、私に任せていただくということで、よろしいでしょうか。

(※各委員より異議なし)

○会長

ありがとうございます。他にご発言はございますか。

(※各委員より意見なし)

○会長

それでは、本日はこのあたりで終了にさせていただきます。私と事務局で、本日いただいたご意見を反映させ、答申を確定させていただきます。

後日、確定いたしました答申を、私から市長に手渡すこととなります。最後に、事務局から今後のご説明をお願いいたします。

○事務局

本日で審議会は終了となります。来週の1月19日水曜日に、会長から市長に答申書を提出していただこうと考えております。最終的に答申書と本日の会議録について

は、後日郵送させていただきます。

委員の皆様がお集まりになるのは、本日が最後となります。最後に一言ずつ、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(※会長、各委員、事務局より挨拶あり)

○会長

以上を持ちまして、令和3年度西東京市特別職報酬等審議会を閉会いたします。